

動物愛護管理推進計画

～ 人と動物が調和し、共生する社会づくり ～

お寄せいただいたご意見等による修正箇所は____（下線）で示しています。

平成20年3月

兵庫県

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 推進計画の基本的事項 | 2 |
| 第1 計画の位置付け | 2 |
| 第2 計画の適用期間 | 2 |
| 第3 計画の適用地域 | 2 |
| 第4 計画の推進体制 | 2 |
| 第5 計画の公表 | 3 |
| 第2章 動物を取り巻く状況と課題 | 4 |
| 第1 動物飼養に関連した問題発生 | 4 |
| 1 動物による人の身体等への侵害 | 5 |
| 2 動物による生活環境汚染等 | 9 |
| 3 人と動物の共通感染症 | 10 |
| 第2 動物愛護意識の現状 | 10 |
| 1 動物虐待 | 10 |
| 2 犬、ねこの処分 | 11 |
| 3 動物取扱業等での取扱い | 13 |
| 4 学校等での動物飼養 | 14 |
| 第3 動物が人間社会に及ぼす役割の増大 | 14 |
| 1 人間社会における動物の役割の現状 | 14 |
| 2 具体的役割 | 14 |
| (1)動物介在活動と動物介在療法 | 14 |
| (2)動物介在教育 | 15 |
| (3)身体障害者等の補助 | 15 |
| (4)使役 | 16 |
| 第4 危機管理対策 | 16 |
| 1 国内で未発生の共通感染症対策 | 16 |
| 2 狂犬病予防対策 | 16 |
| 3 災害時の動物救護 | 18 |
| 第3章 施策展開の基本方針 | 19 |
| <基本方針1> 動物愛護センターを中核とした体制での推進 | |
| <基本方針2> 参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進 | |
| <基本方針3> 関係行政機関との連携による推進 | |
| <基本方針4> 具体的な事業の構築と積極的な実施 | |

| | |
|--------------------------------|----|
| 第4章 基本方針に基づく施策の展開 | 21 |
| 【基本方針1】 動物愛護センターを中核とした体制での推進 | 21 |
| 第1 体制整備の基本的な考え方 | 21 |
| 第2 ブロック | 21 |
| 第3 拠点整備 | 22 |
| 第4 組織機能の強化 | 23 |
| 第5 協議会の活動推進 | 24 |
| 【基本方針2】 参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進 | 24 |
| 第1 県の役割 | 25 |
| 1 具体的な事業の構築と積極的な実施 | |
| 2 県民活動の推進 | |
| 3 関係機関との連携 | |
| 4 市町との連携 | |
| 5 緊急時対策 | |
| 第2 市町の役割 | 26 |
| 第3 一般県民の役割 | 27 |
| 第4 動物の飼い主等の役割 | 27 |
| 動物取扱業者の役割 | |
| 特定動物飼養・保管者の役割 | |
| 実験動物飼養・保管者の役割 | |
| 第5 獣医師会の役割 | 28 |
| 第6 動物関係団体の役割 | 28 |
| 第7 動物愛護推進員及び動物愛護管理推進協議会の役割 | 28 |
| 【基本方針3】 関係行政機関との連携による推進 | 30 |
| 第1 国、近隣府縣市との連携 | 30 |
| 第2 感染症担当部局との連携 | 30 |
| 第3 野生動物関連部局との連携 | 30 |
| 第4 警察署との連携 | 31 |
| 第5 教育機関との連携 | 31 |
| 第6 報道機関との連携 | 31 |
| 【基本方針4】 具体的な事業の構築と積極的な実施 | 32 |
| <項目1> 動物管理対策の強化 | |
| <項目2> 動物愛護対策の推進 | |
| <項目3> 動物を伴う県民の自主活動への支援 | |
| <項目4> 危機管理対策 | |

| | | |
|------|----------------------------------|----|
| 第5章 | 具体的な事業 | 33 |
| 第1 | 動物管理対策の強化 | 33 |
| 1 | 動物の適正飼養の推進 | 33 |
| 2 | 動物取扱業者・実験動物飼養施設対策 | 36 |
| 3 | 特定動物からの侵害防止 | 37 |
| 4 | 共通感染症対策 | 37 |
| 第2 | 動物愛護対策の推進 | 38 |
| 1 | 動物愛護思想の啓発 | 38 |
| 2 | 犬、ねこの譲渡（適正飼養者の育成） | 39 |
| 3 | 繁殖制限対策 | 39 |
| 4 | 負傷動物の収容と収容後の措置 | 40 |
| 5 | 学校飼養動物に対する指導 | 41 |
| 6 | 処分動物数の削減 | 41 |
| 第3 | 動物を伴う県民の自主活動への支援 | 41 |
| 1 | 動物の役割についての啓発等 | 41 |
| 2 | 民間団体の実施する各活動への支援 | 42 |
| | (1)動物介在活動と動物介在療法 | 42 |
| | (2)動物介在教育 | 42 |
| | (3)身体障害者等の補助 | 42 |
| | (4)使役 | 42 |
| 第4 | 危機管理対策 | 42 |
| 1 | 国内で未発生 of 共通感染症対策 | 42 |
| 2 | 狂犬病予防対策 | 43 |
| 3 | 災害時対策の実施 | 45 |
| 参考資料 | | 48 |
| 1 | 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的指針 | 49 |
| 2 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 60 |
| 3 | 動物の愛護及び管理に関する条例 | 75 |
| 4 | 「兵庫県動物愛護管理推進協議会」委員名簿 | 84 |
| 5 | 「兵庫県動物愛護管理推進協議会」審議経過 | 85 |
| 6 | 緊急災害時動物救援本部の概要 | 87 |

はじめに

～ 人と動物が調和し、共生する社会づくりを目指して ～

都市化の進展や核家族化、社会の少子高齢化への流れを背景として、心の癒しや教育の観点からペット動物の飼養志向が広がってきており、人の生活におけるペット動物の重要性が高まっています。その一方で、動物の虐待、遺棄、飼養の途中放棄などが後をたたず、動物を「命あるもの」としてではなく、玩具のような「物」としか理解されていないような状況があります。このような生命尊重意識の低迷は、単に動物虐待に止まらず、児童虐待、凶悪犯罪などの兆候になっているとも言われており、動物愛護思想の高揚は、人を含めた動物に対する生命尊重意識の高揚として県が取り組むべき重要課題となっています。

また、動物飼養に関連した問題も多く、特に不適切な餌付けや多頭飼育等に起因する犬やねこによる人への侵害、迷惑が発生し、行政として適切な対策を求められており、大きな県民ニーズとなっています。これらの問題は、動物に対する嫌悪感を増長させるものであり、人と動物の係わりから見た場合、人と動物の共生を阻害する要因ともなっていることから、動物の飼い主に対する指導等の対策強化が必要となっています。

反面、平成15年に内閣府が行った「動物愛護に関する世論調査」によると、全国の3分の1の家庭で何らかのペット動物が飼養されており、単に愛玩動物としてではなく家族の一員として飼養されるようになってきています。さらに、盲導犬や介助犬、聴導犬などのように身体障害者の自立や社会参加への補助、発達遅延や障害者の機能回復に動物を介在した治療が行われているなど、動物が人間社会に及ぼす役割が増大しています。このような状況は、人と動物の係わりから見た場合、人と動物の共生を推進する要因でもあり、動物が地域社会に受け入れられるためにも、飼養動物に係わる人の知識に基づいた責任ある判断が求められます。その上で、動物の人間社会への積極的な参加が必要となっています。

このような状況の中、県においては、平成5年に「動物の愛護及び管理に関する条例」（以下、「動物愛護管理条例」という。）を制定し、動物愛護思想の高揚を軸に、不適切な管理から発生する動物による人への侵害等の防止や公衆衛生対策を加えた総合的な動物愛護管理行政を進めてきました。その結果、動物飼養者等の意識の向上が一定図られ、犬及びねこの処分数が減少してきましたが、現在もなお多くの動物を処分し、不適正飼養を原因とする相談処理を中心とした対応を行っているため、さらなる施策の充実を図り指導行政への転換を目指す必要があります。

この計画は、今日の動物を取り巻く現状を見つめ、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向けた、県の具体的な取組みを示すものです。

今後、この計画を積極的に推進することにより、兵庫県において「人と動物が調和し、共生する社会づくり」を目指します。

平成20年3月

兵庫県

第1章 推進計画の基本的事項

第1 計画の位置付け

兵庫県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第5条の規定に基づき環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、同法第6条第1項の規定に基づき、兵庫県における動物の愛護及び管理に関する行政を推進し、人と動物が調和し共生する社会づくりを行うために策定した計画であり、全ての県民に共通の指針となるものです。

第2 計画の適用期間

本計画は、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とします。なお、本計画は5年ごとに見直しを行います。

また、計画の変更が必要となった場合には、関係市町及び兵庫県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）等に意見を聴いて見直し等を行います。

第3 計画の適用地域

本計画を適用する地域は、兵庫県内全域とします。

ただし、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市（以下「保健所設置市」という。）が管轄する区域内においては、保健所設置市が本計画に基づき又は準じて実施します。

第4 計画の推進体制

現在、県及び保健所設置市（以下「県等」という。）の動物愛護管理行政体制は、表1のとおりです。また、本計画は、行政機関のみならず、動物の愛護管理に関する関係団体、関係者、さらには全ての県民の参画のもとで実施するものです。

表1 兵庫県における動物愛護管理行政推進体制

| 所 | 管 | 管轄地域 | |
|-------------|--------------|----------|--|
| 兵 庫 県 | 動物愛護 センター | 動物愛護センター | 阪神南（尼崎市及び西宮市を除く） 阪神北（三田市を除く）県民局管内（ 1） |
| | | 動物管理事務所 | 県下全域（神戸市、姫路市、尼崎市、 西宮市を除く）（ 2） |
| | | 三木支所 | 東播磨、北播磨県民局管内 |
| | | 龍野支所 | 中播磨（姫路市を除く）、西播磨県民局管内 |
| | | 淡路支所 | 淡路県民局管内 |
| | 三田健康福祉事務所 | 三田市内全域 | |
| | 豊岡健康福祉事務所 | 但馬県民局管内 | |
| | 柏原健康福祉事務所 | 丹波県民局管内 | |
| | 神戸市 | 神戸市内全域 | |
| | 姫路市 | 姫路市内全域 | |
| 尼崎市 | 尼崎市内全域 | | |
| 西宮市 | 西宮市内全域 | | |

- 1 動物愛護業務は、支所も含め、県内全域
- 2 動物の安楽死処分及び焼却業務のみ実施

第5 計画の公表

本計画を定めたとき、又は変更したときは、動物愛護管理法第6条第4項の規定に基づき、県のホームページ等で遅滞なく公表します。

図1 兵庫県における動物愛護管理行政推進体制



第2章 動物を取り巻く状況と課題

第1 動物飼養に関連した問題発生

愛玩動物の飼養頭数が今なお増加する中、不適正な飼養管理を原因とする人への侵害や生活環境汚染などが社会問題となっており、動物愛護が浸透する中においても、これらの対策が依然として大きな県民ニーズとなっています。

これらの対策は、動物の飼い主に対する指導、措置命令など法律に基づくものが多いため、基本的には県等が中心に実施しており、動物愛護管理行政の過半を占めています。

そのため、動物管理を中心とした行政を展開しているとの意見が一部にありますが、動物管理は、動物愛護の前提となるものであり、管理責任の意識を高め、適正飼養を徹底することが、動物愛護意識の普及に不可欠であると考えています。

図2 愛玩動物の飼養状況（全国）

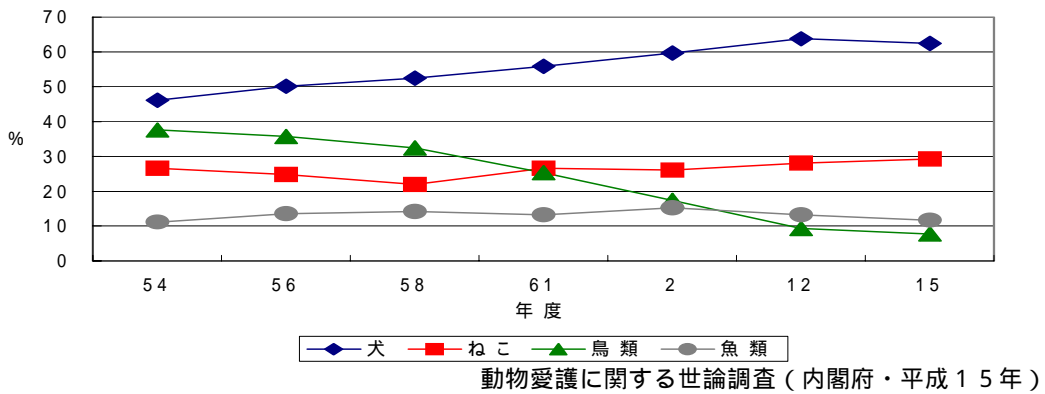
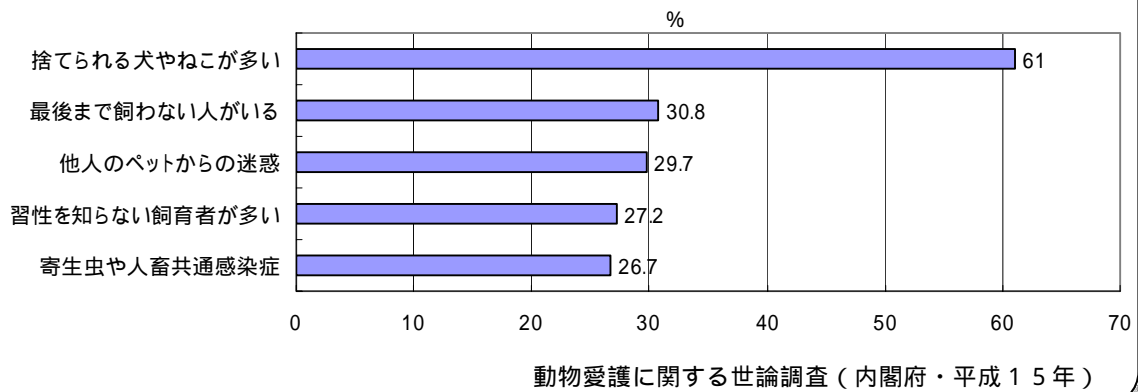


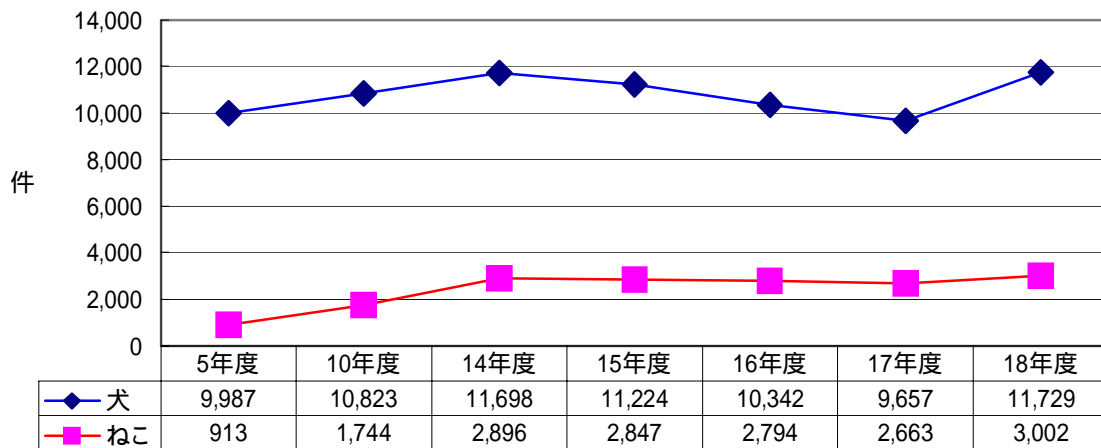
図3 動物飼養を巡る問題



1 動物による人の身体等への侵害

飼養動物による人の身体等に対する侵害の中で、人にとって最も身近な存在である犬とねこによる侵害や迷惑に対する対策は、特に重要となっています。

図4 相談受付件数（兵庫県）



(1) 犬による人の生命等への侵害

「飼い犬条例」(昭和35年制定。平成5年 動物愛護管理条例の制定により廃止。)や動物愛護管理条例に基づいて、飼い犬のけい留指導、適正管理指導、放し飼い犬の収容などの対策を行っているにもかかわらず、相談数は横ばい状況となっています。

なお、県民からの相談により収容した犬は、飼い主が判明した場合は返還を行います。飼い犬が行方不明になっても数日間放置し、動物愛護センターや警察署等の関係機関への連絡を行ってこない例も見られます。これらの原因としては、飼い主の動物に対する愛情、責任の欠如も考えられますが、飼い犬が行方不明になった場合の連絡先(動物愛護センター等)がわからない等の理由も考えられることから、連絡先の周知徹底や関係機関相互の情報連絡体制の強化を図っていく必要があります。

咬傷事故

人の生命を脅かす場合があることから、この対策は最優先で対応しなければなりません。対策として野犬等の捕獲を行います。捕獲が困難な場合は、やむを得ず野犬掃とう*1などを行わなければならないことがあります。

鳴き声

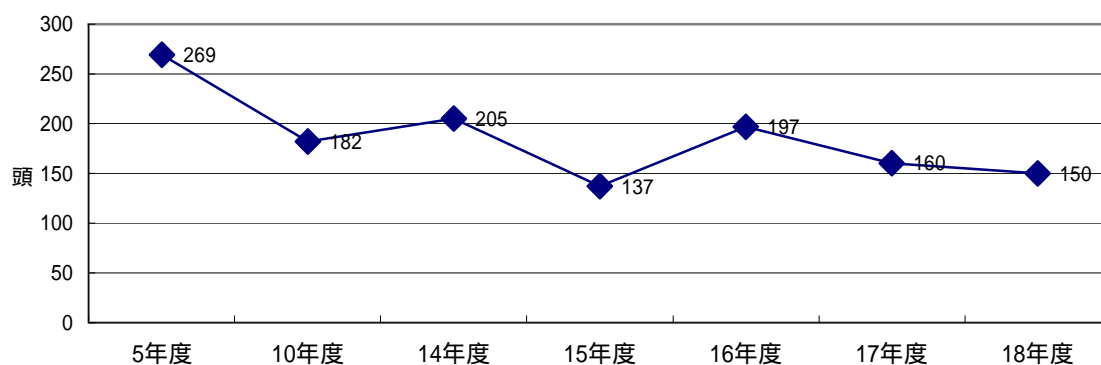
従来から、犬の鳴き声等による地域住民への被害が存在していますが、最近では都心部において地域コミュニティが希薄となり、隣人同士の争いが発生しやすい状況となっており、相談として行政に持ち込まれることがあります。

また、動物取扱業や多頭飼養者の施設を原因とする鳴き声の相談も後を絶ちません。

*1 野犬掃とう

野犬(飼い犬以外の犬、ノイヌを除く)が人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれがあり、かつ通常の方法ではこれを収容することが著しく困難である場合に、区域及び期間を定めて医薬品等を使用してこれを駆除すること。

図5 咬傷事故を起こした犬の頭数（兵庫県所管区域）



（２）ねこによる被害

ねこによる財産物等への被害は、深刻な問題となっています。

ねこに関しては、犬と違いけい留や室内飼養を義務化されていないため、侵害防止対策を行うことが困難な状況となっています。

また、適正な管理を行わずに飼い主不明のねこに餌を与えることによって、付近住民への迷惑や生活環境汚染を発生させている事例があることから、不適切な給餌行為を規制する必要があります。

（３）特定動物による人への侵害

平成18年6月から動物愛護管理法に基づいて適正な飼養・保管指導を行っていますが、逸走^{*2}等による人への侵害が危惧されます。特に、災害発生時等に関連した特定動物の逸走等の緊急時の対策について検討が必要となっています。また、ワニガメ、ニシキヘビといった動物を遺棄することにより自然環境等へ悪影響を与えないようにする対策も必要となっています。

*2 逸走

動物が飼い主の元から離れ、迷い、不明になること。

表2 特定動物

| 科名 | 種類 |
|---------|---|
| (1) 霊長目 | |
| おまきざる科 | ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種 |
| おながざる科 | マカク属全種(タイワンザル、カニクイザル、アカゲザルを除く。) マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス属全種 プロコロブス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種 |
| てながざる科 | てながざる科全種 |
| ひと科 | オラウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種 |
| (2) 食肉目 | |
| いぬ科 | イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種 |
| くま科 | くま科全種 |
| ハイエナ科 | ハイエナ科全種 |
| ねこ科 | ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種 |
| (3) 長鼻目 | |
| ぞう科 | ぞう科全種 |
| (4) 奇蹄目 | |
| さい科 | さい科全種 |
| (5) 偶蹄目 | |
| かば科 | かば科全種 |
| きりん科 | きりん科全種 |
| うし科 | アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種 |

| | |
|-----------|--|
| 2 鳥綱 | |
| (1) だちょう目 | |
| ひくいどり科 | ひくいどり科全種 |
| (2) たか目 | |
| コンドル科 | カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル |
| たか科 | オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイ ヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ |
| 3 爬虫綱 | |
| (1) かめ目 | |
| かみつきがめ科 | かみつきがめ科全種(カミツキガメを除く) |
| (2) とかげ目 | |
| どくとかげ科 | どくとかげ科全種 |
| おとかげ科 | おとかげ科全種 |
| ボア科 | ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニ シキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ |
| なみへび科 | ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タ チメニス属全種 |
| コブラ科 | コブラ科全種 |
| くさりへび科 | くさりへび科全種(台湾ハブを除く) |
| (3) わに目 | |
| アリゲーター科 | アリゲーター科全種 |
| クロコダイル科 | クロコダイル科全種 |
| ガビアル科 | ガビアル科全種 |

2 動物による生活環境汚染等

(1) 犬、ねこ等のふん尿による悪臭、毛の飛散等

犬やねこの放し飼いや犬の散歩時の公園や歩道などへのふん尿の放置や毛の飛散による生活環境汚染が社会問題となっています。また、多頭飼養や動物取扱業が飼養する動物による生活環境汚染は、多くの住民を巻き込んだ問題に発展する可能性があることから適切な対応が望まれています。

なお、ねこに関しては放し飼いが多数を占めていることから、財産物等への侵害対策と併せて根本的な対策を検討していく必要があります。

(2) 衛生害虫等の発生

動物の飼養場所を不潔にすることや放し飼いのねこの糞尿を原因として、衛生害虫やねずみが発生することがあり、これらの昆虫等を介して感染症の感染などの健康被害が危惧されています。

(3) 飼養野生動物の逸走等による環境影響

飼養されている野生動物の中には外来生物として人の生命・身体や生態系等に影響を与える恐れのある動物もあり、これらの動物を逸走させたり、遺棄させない対策が必要となっています。

3 人と動物の共通感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)第6条に規定される第一類から第五類感染症の4分の3近くの疾病が動物から人へ、人から動物へ感染することが知られており、それらの感染症を「人と動物の共通感染症(以下「共通感染症」という。)」と呼んでいます。

人と動物の共通感染症

公衆衛生の観点からは「動物由来感染症」と呼んでいますが、本計画では「人と動物の共通感染症」と表現します。

公衆衛生行政の中では、感染症対策は人の健康を守るという目的で行われますが、動物愛護管理行政の中では、「動物の健康と安全の保持」と「人への侵害防止」の両面から対策を行う必要があります。

なお、狂犬病のように国内では未発生ですが、発生すれば重大な健康被害を及ぼすものもあり、発生時(緊急時)の対策として取り組まなければならないものもあります。

第2 動物愛護意識の現状

1 動物虐待

動物虐待事件が後を絶ちませんが、生命を軽視する心理が動物や人への虐待という行為になって現れるという指摘がなされていることから、動物虐待対策は、単に動物愛護の観点からだけでなく、人への虐待防止という観点からも進めていくことが重要となっています。

また、動物虐待事例の中には、加害者が過去に動物から侵害、迷惑を受けた経験があり、動物に対する嫌悪感が虐待という行動の引き金になった事例も少なく

ありません。このため、動物管理対策の強化を行うことにより、動物に対する嫌悪感を払拭させることも必要となっています。

2 犬、ねこの処分

兵庫県における犬及びねこの処分数は以前に比べると大幅に減少していますが、平成18年度末においても8,000頭を超えており、さらなる削減に向けた取り組みが必要となっています。処分を行っている犬、ねこは、望まれない繁殖、飼養の途中放棄や遺棄等によって引き取り、收容されたものであり、動物愛護に関する意識が低いことが大きな要因と考えられます。

図6 犬の処分数の推移（兵庫県所管分）

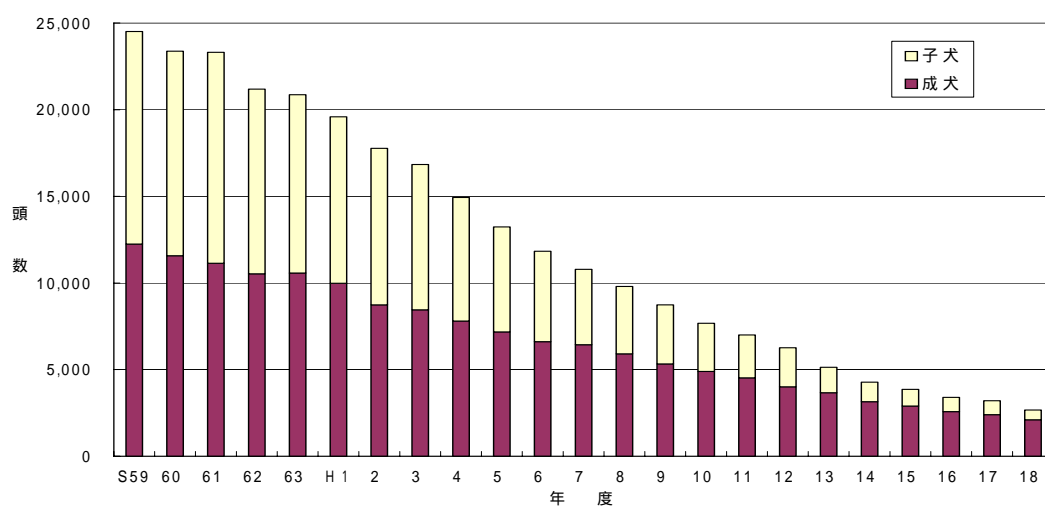
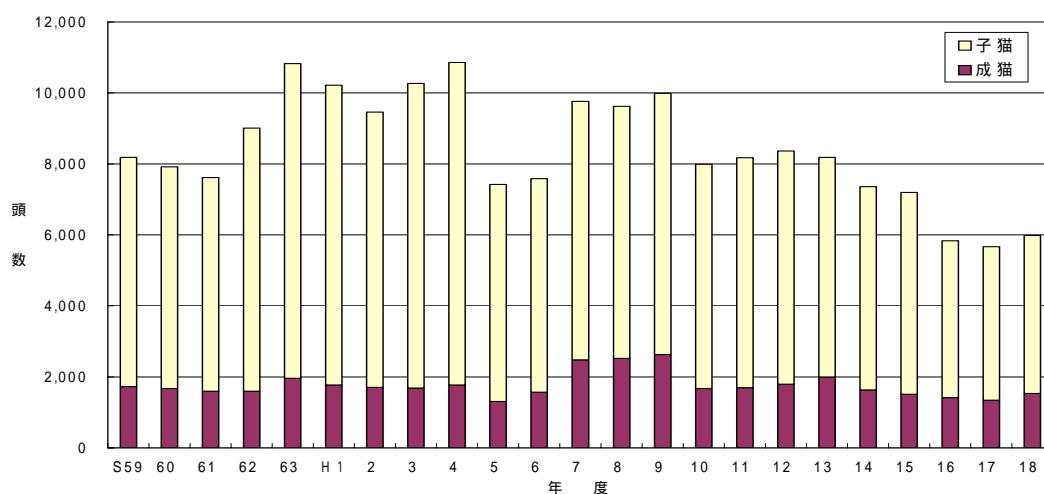


図7 ねこの処分数の推移（兵庫県所管分）



(1) 望まれない繁殖

犬

動物愛護管理条例に基づくけい留^{*3}指導、発情期の適正管理及び不妊手術の推進等による繁殖制限対策を行っており、処分数が減少し続けています。

ねこ

犬のようなけい留を義務付ける法的な根拠がなく、飼い主に対する啓発を中心とした繁殖制限指導を行っています。しかし、交尾排卵^{*4}といった繁殖のしくみの違い、不妊手術に対する抵抗感等により、対策の効果が現れていない状況となっています。特に、子ねこの引取り数については、全体の約74%を占めており、望まれない繁殖がその最大の原因となっています。

なお、不妊手術は、繁殖制限だけの目的で実施するのではなく、実施することによりホルモン等に関連した病気の発症予防となり、不妊手術をしない動物より不妊手術した動物の方が長生きをすることが、データ上証明されています。

*3 けい留

飼い犬を鎖などでつないでおくこと。

*4 交尾排卵

自然に排卵するのではなく、交尾の刺激により排卵すること。

(2) 飼養の途中放棄、遺棄等

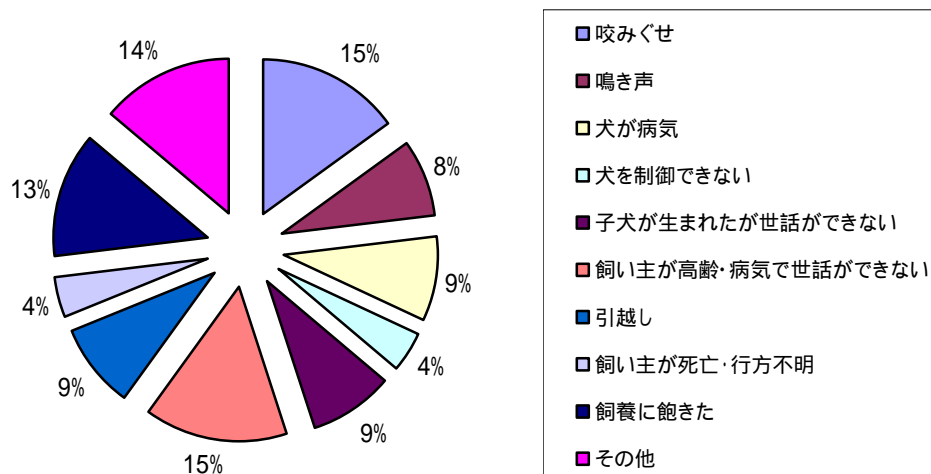
飼養の途中放棄により県等に引取りを求めてくる飼い主が後を絶ちません。

犬の引取りを求めてくる理由として、「咬みぐせ」、「鳴き声」、「制御不能」といった飼い主側の不適正な飼養管理を原因としたものが27%を占めており、「飼養に飽きた」、「犬が病気」、「子犬が生まれて世話ができない」といった動物愛護に関する意識の低さを原因とするものも31%となっています。

犬、ねこ処分数の削減のためには、このような不適正な飼養管理や動物愛護思想の高揚対策を行う必要があります。

なお、引取りを拒否することによって、犬やねこの遺棄に繋がることも予想されるため、犬、ねこの引取りは、放浪動物の発生防止及び人への侵害防止のためのやむを得ない対策として、県等が実施しています。

図8 犬の引取り理由（平成18年度：動物愛護センター）



3 動物取扱業等での取扱い

一部の動物取扱業や特定動物飼養・保管施設においては、動物を「命あるもの」として取り扱っていない場合も見受けられます。

また、販売時における購入者に対する販売動物の適正な飼養に関する説明が不十分であることが原因で、途中飼養放棄や遺棄に繋がっている事例もみられます。

本県では、平成17年の動物愛護管理法改正で登録制になる以前から、平成5年の動物愛護管理条例において、こうしたペット販売等の動物取扱業を届出制とし、さらに取扱業には管理責任者の設置を全国で初めて義務付けました。これにより、当時からペット販売店等での動物の適正飼養等について指導してきましたが、新たな販売店等が増加していく中、今後とも強化していく必要があります。

表3 動物取扱業者数（平成19年5月末現在）

| 業種 | 兵庫県 | 神戸市 | 姫路市 | 尼崎市 | 西宮市 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 販売 | 450 | 180 | 93 | 51 | 40 | 814 |
| 保管 | 247 | 172 | 56 | 58 | 46 | 579 |
| 貸出し | 4 | 5 | 2 | 0 | 0 | 11 |
| 訓練 | 34 | 30 | 10 | 9 | 15 | 98 |
| 展示 | 25 | 16 | 8 | 1 | 6 | 56 |
| 合計 | 760 | 403 | 169 | 119 | 107 | 1,558 |

4 学校等での動物飼養

平成元年度に、生まれた子ウサギの取扱いに困り生き埋めにするという事件がある自治体の小学校で発生しました。この事件を契機に、全国で動物愛護の機運が高まってきましたが、現在においても、一部の小学校等においてウサギや小鳥等の飼養が適正に行われていない状況も見受けられます。

また、平成16年に京都府で高病原性鳥インフルエンザが発生した際、小学校から保健所に対して、飼養している小鳥の処分を依頼する事例があったことから、小学校等における動物愛護意識の低下が憂慮される状況となっています。

第3 動物が人間社会に及ぼす役割の増大

1 人間社会における動物の役割の現状

人と動物の係わりから見て、心の癒し、教育や公衆衛生での活用といったような「動物が人間社会に及ぼす役割」への関心が高まっています。この「動物が人間社会に及ぼす役割」が広まっていくことは、人々が動物の及ぼす役割を理解し、違和感なく動物を受け入れることができるようになり、結果として、動物の人間社会への参加が進み、人と動物が共生する社会づくりに繋がっていきます。

しかし、人間中心の一方的な活用により動物にストレスを与えない配慮も必要であり、また、第2章第1の「動物飼養に関連した問題発生」に対する対策を強化することで動物との共生を阻害する要因を取り除くことができ、それがひいては「動物が人間社会に及ぼす役割の増大」に繋がっていくものと考えられます。

動物との絆が強まれば強まるほど、動物を中心に物事を判断する傾向が見受けられるようになり、地域住民への侵害や迷惑を顧みなくなることも危惧されます。

こういった「動物飼養に関連した問題発生」の背景には、人間自身の動物との関係に関する問題があり、飼養動物を失った悲しみが過度の精神的負担となる現象(ペットロス)が取り上げられていることから伺い知ることができます。

また、動物に対する偏った考え方により地域社会に悪影響を及ぼしていることが認識できないといった人の社会性に関する相談も県等に寄せられています。真に人と動物との調和を目指すためには、飼い主個人としての動物との付き合い方だけでなく、人間社会との動物のかかわり方についても検討しなければならない課題となっています。

2 具体的役割

県自らが実施主体となるものではないが、県民の自主活動を中心として実施していくものとしては、次のような具体的役割があります。

(1) 動物介在活動*⁵と動物介在療法*⁶

高齢者や障害者の福祉施設の一部で、動物とのふれあいを通じて精神面や身体的機能の向上、社会復帰の取り組みがなされていますが、一方で、動物によ

る侵害や疾病の感染に対して危惧をいなく施設も存在しているため、これらの活動を進めていくためには、事故防止対策が重要なポイントとなっています。

また、このような活動は、基本的にはボランティア活動によって行われるものと考えています。

*** 5 動物介在活動（アニマル・アシステッド・アクティビティ）**

動物とふれあうことでストレスや孤独感などを癒すことを目的とし、病院・福祉施設などを訪問するボランティア活動。

*** 6 動物介在療法（アニマル・アシステッド・セラピー）**

動物とのふれあいが刺激となって、精神的活力、リハビリテーション効果を生む作用をもたらす医療活動。医療行為の一環であり、医師による治療計画に基づく活動。医師と共に活動しなければならない。

（２）動物介在教育

この取組は、動物の寿命が人に比べて短いことから、学校や家庭における動物の飼養を通して、子供たちに「命のかけがえなさ」を伝えるもので、動物を教育的に活用しようというものです。

動物を飼養することは、比較的短期間に「生命誕生」、「母子関係」、「病気と老化」、「死」というものを経験できるため、生命教育として重要な役割を果たしています。特に、核家族化等で、精神的つながりが希薄化した社会においては、「命」、「絆」を考える意味においても、重要な生命教育として位置付けられるものと考えます。反面、不適正飼養や虐待等を経験することによって、生命軽視に繋がっていく恐れがあるため、適正飼養が行われていることが前提となる取組みです。

（３）身体障害者等の補助

盲導犬や介助犬等は、身体障害者の自立や社会参加のために活躍しており、平成14年に施行された「身体障害者補助犬法」により、公共施設や民間施設等への補助犬の同伴が推進しつつあります。

一方で、補助犬に関しては、「使用する障害者の適格性」と「補助犬の能力認定」が必要となっており、兵庫県では身体障害者補助犬貸付委員会を設置して、補助犬希望者並びに補助犬の候補犬との面接を実施し、能力、適格性を判断し貸与を行っています。さらには補助犬の保健衛生、適正飼養、清潔の保持などが規定されています。

(4) 使役

犯罪捜査や被災者探索のために警察犬や災害救助犬が社会で活躍していますが、これらの犬は適正な訓練がなされた上で社会貢献しているものであり、基本的に人に対する侵害問題は想定されていません。したがって、このように適正に訓練された犬は、家庭での適正飼養に関するモデルともなりうることから、適正飼養啓発の際のデモンストレーション等に活用されています。また、これらの犬の活動が人間社会に貢献していることを広めることにより、動物の社会参加を推進する一助となります。因みに、兵庫県警察本部の警察犬は、年間600回以上も出動し、犯罪捜査や行方不明者の捜索に大きな力を発揮しています。

第4 危機管理対策

1 国内で未発生の共通感染症対策

共通感染症の中には、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」、「ウエストナイル熱」などのように国内での感染がまだ見られていないものも多く存在します。最近では、交通機関の発達、物資流通のグローバル化、野生動物のペット化などにより、このような共通感染症に感染した動物が侵入するリスクが非常に高くなっており、侵入時の緊急対策が必要となっています。

なお、共通感染症対策は感染源動物の侵入対策だけではなく、平成18年11月に連続して発生した狂犬病のように、海外で感染した患者が入国して発症する輸入感染症対策も必要となっています。

2 狂犬病予防対策

狂犬病は、狂犬病に感染した犬などのほ乳類から咬傷を受けた場合に感染し、発症すれば死亡率100%という恐ろしい共通感染症です。

現在、日本を含む12カ国以外の全ての国で今なお発生し、毎年約5万5千人がその犠牲になっています。特に、アジア地域では感染源となる動物が人と密接な関係のある犬であることから、全世界の犠牲者の半数以上を占めています。

日本では、昭和25年に制定された「狂犬病予防法」に基づき対策を実施した結果、昭和32年以降国内発生がありませんが、いつ狂犬病に感染した動物が国内に侵入するか分からない状況となっています。

そのため、外国からの狂犬病感染動物の侵入防止対策を行うことはもちろんのこと、感染動物が侵入した場合に備えて、国内犬に対する狂犬病予防注射接種の推進、発生時の緊急対策の検討等が必要となっています。

また、平成18年11月にフィリピンから帰国した男性2名が続けて狂犬病を発症し、死亡しましたが、この事例は、日本人の狂犬病に対する意識の低下が招いたものであると思われ、海外渡航者への注意喚起も急務となっています。

犬の登録と狂犬病予防注射制度

狂犬病予防法では、生後91日以上犬を飼養している飼い主は、その犬に一生に1度の登録と毎年狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

この義務に違反した場合は、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

なお、飼い犬の死亡、所有者の変更、住所の変更があった場合は、住所地を管轄する市町に届出を行わなければなりません。

犬の登録と狂犬病予防注射の実施状況

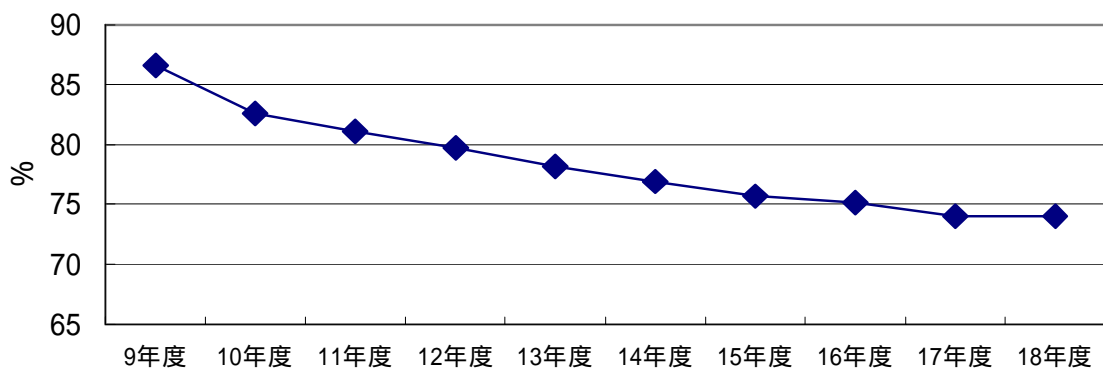
厚生労働省統計では、平成18年度の全国の犬の登録数は6,635,807頭、狂犬病予防注射実施数は4,910,047頭、狂犬病予防注射実施率は74%となっていますが、狂犬病に対する意識の低下、室内犬の増加などにより、年々低下しており、本県も同様の状況となっています。

また、登録数についても、平成16年度に実施された厚生労働科学特別研究事業「我が国における狂犬病予防対策の有効性評価に関する研究」の中で、内閣府の「動物愛護に関する世論調査（平成15年度）」を基に全国で飼養されている犬は約1,075万頭と推計しており、この数値を基にした場合、狂犬病予防注射実施率は約44%と非常に低い値となります。

世界保健機構（WHO）では、狂犬病が侵入した場合、国内犬の70%以上に狂犬病に対する免疫があれば、95%の確率で蔓延を防止できると勧告していますが、仮に狂犬病予防注射実施率が40%台とすれば、狂犬病に感染した動物が国内に侵入した場合、蔓延防止を図ることは難しくなり、人の犠牲者が出る可能性も指摘されています。

狂犬病予防注射は決して犬のための注射ではなく、私たち人間が安心して生活するための予防注射であることを再認識する必要があります。

図9 狂犬病予防実施率（全国）



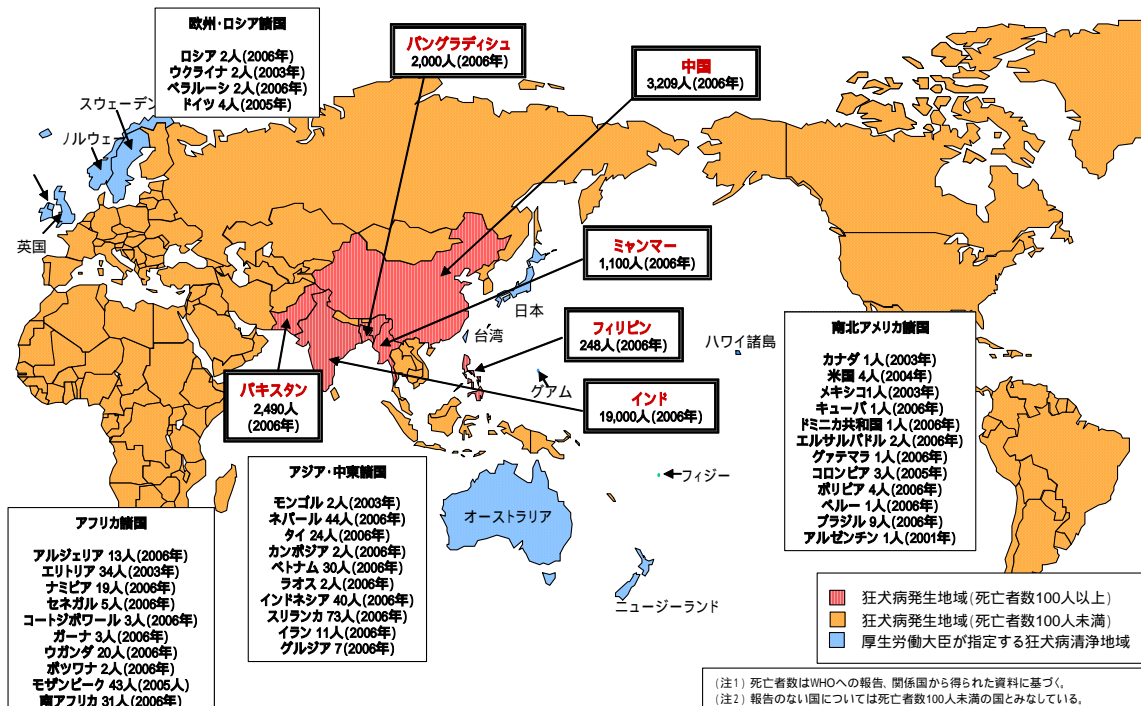
厚生労働省統計から

表4 犬の登録数、狂犬病予防注射実施数（兵庫県）

| 年度 | 登録数(A) | 狂犬病予防注射数(B) | 実施率(B/A) % |
|----|---------|-------------|------------|
| 16 | 295,688 | 213,052 | 72.1 |
| 17 | 304,674 | 215,823 | 70.8 |
| 18 | 312,314 | 220,901 | 70.7 |

* 保健所設置市を含む

狂犬病の発生状況



厚生労働省健康局結核感染症課(2007年11月更新)

厚生労働省ホームページから転用

3 災害時の動物救護

平成7年の阪神・淡路大震災では、被災者が飼養していた犬、ねこ等のペットの救援本部が社団法人兵庫県獣医師会、社団法人神戸市獣医師会、社団法人日本動物福祉協会阪神支部の協力により設置され、1年4ヶ月に及ぶ被災動物の救護活動が行われました。この間に1,556頭の犬、ねこを保管し、新たな飼い主探しを全国的に展開するなどの活動ですべての動物を助めました。この活動を支えた寄付金は2億6千万円、ボランティアの参加は延べ21,769名に及び、その後の災害時における動物救護活動の指標となりましたが、活動初期の資金確保が大きな課題となっていました。

また、同時期に東京において阪神・淡路大震災：動物救援東京本部が設置され、「兵庫県南部地震動物救援本部」に対する活動支援が行われました。なお、救援

活動終了後、兵庫県南部地震動物救援本部に寄せられた義援金の残金 8 千万円が緊急災害時動物救援本部（参考資料 6 参照）に寄贈され、その後発生した有珠山噴火の際の動物救援活動などの初期活動に使われるなど有効に活用されることとなりました。

こうした経験を活かし、今後の災害等緊急時におけるペット動物の救護対策を講じていくと同時に、平時における災害対策について普及啓発を図る必要があります。

第 3 章 施策展開の基本方針

第 2 章の課題を解決するためには、県民の動物愛護思想の高揚を図ることや動物から人への侵害防止対策の強化を図る必要があります。

また、動物愛護管理条例の目的である「人と動物が調和し、共生する社会づくり」を推進していくためには、動物に役割を持たせることにより動物が人間社会に貢献できることを県民に理解を求めていく必要があります。

このため、動物愛護対策の推進、動物管理対策の強化、動物の活用に関する施策等を積極的に展開し、人と動物の共生が図れる社会づくりを目指すとともに、県等で処分する犬、ねこの数を限りなく 0（ゼロ）に近づけていくこととしています。

なお、施策を展開するにあたっては、次の 4 点を基本方針としますが、本県は、大都市から農山村、離島まで、さまざまな地域で構成されており、圏域により動物に関する問題などが異なっているため、その違いを理解した上で、それぞれの地域における事情を的確に把握し、取組んでいくべきと考えています。

<基本方針 1> 動物愛護センターを中核とした体制での推進

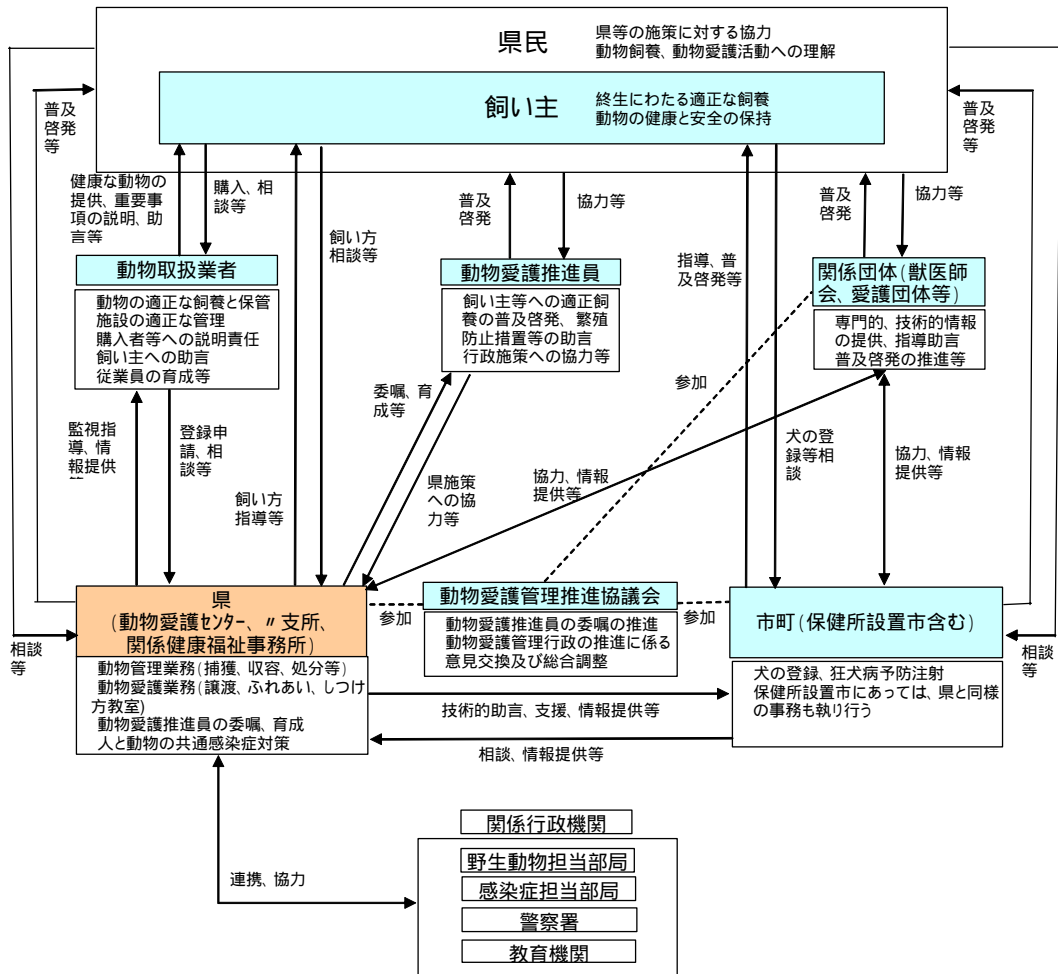
<基本方針 2> 参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進

<基本方針 3> 関係行政機関との連携による推進

<基本方針 4> 具体的な事業の構築と積極的な実施

図 10 動物愛護管理体系

動物愛護管理体系



第4章 基本方針に基づく施策の展開

<基本方針1> 動物愛護センターを中核とした体制での推進

第1 体制整備の基本的な考え方

従来は、保健所において狂犬病予防法に基づく事務を実施していた関係から、動物による人への侵害対策や動物愛護対策を保健所で所管していましたが、平成5年4月に施行した動物愛護管理条例に基づき、動物愛護行政を効果的に推進するための体制づくりを進めることにしました。

また、兵庫県は広大な面積を有し、多種多様な地域的特色があるため、県下を数ブロックに分割し、それぞれの地域の実情に応じた独自の事業を展開するため、動物愛護管理行政ができる拠点づくりを行うことにしました。

整備する拠点は、動物愛護管理行政を推進するための地域における「行政拠点」としての機能だけでなく、県民の参画を推進するための「県民活動拠点」としての機能を付加したものとなっています。さらに、阪神・淡路大震災を機に、被災動物の収容・保管ができる機能や、共通感染症対策の最前線としての機能を付加することとしています。

第2 ブロック

従来は、阪神地域（現在の阪神南・阪神北県民局管内、三田市を除く）、東播磨地域（現在の東播磨・北播磨県民局管内）、西播磨地域（現在の中播磨、西播磨県民局管内）、丹有地域（現在の丹波県民局管内と三田市）、但馬地域（現在の但馬県民局管内）及び淡路地域（現在の淡路県民局管内）の6ブロックごとに動物愛護管理行政を推進していましたが、平成12年度に行われた地方機関再編により、表1に示すような7ブロックに変更しました。

しかし、後述するような拠点づくりを行う中で、現在のブロックを5～6ブロックに再編成する検討を行っています。

第3 拠点整備

県民に対して動物愛護思想の啓発や動物の適正飼養を指導するためには、行政自らが捕獲・収容、引取りを行なった動物を適正に保管・管理しなければなりません。

しかし、各保健所（現 健康福祉事務所）に設置していた犬舎は、必ずしも動物の適正保管ができる施設となっていなかったことから、計画的な拠点整備を行うことにしました。

なお、整備する施設は、主に次のような機能を備えた施設となっています。

- 捕獲・収容、引取りを行なった動物を適正に保管・管理できる機能
- 収容を行なった負傷動物の応急措置ができる機能
- 県民に対する動物愛護思想等の啓発が行える機能
- 小動物とのふれあいができる機能
- 譲渡動物やしつけのモデル犬を飼養できる機能
- 共通感染症に関する調査、研究が行える機能
- 県民活動の指導者の育成が行える機能（指導者等の研修・交流の場）
- 災害時の動物救援活動が行える機能

1 動物愛護センター

動物愛護管理行政を推進する中核的な拠点として、平成10年4月に尼崎市内に動物愛護センターをオープンしました。

概要は次のようになっています。

(1) 所在地

尼崎市西昆陽4 - 1 - 1

(2) 敷地面積

11,500㎡

(3) 施設

管理棟 806㎡（動物の保管施設、処置・治療室、研究室）

愛護館 755㎡（展示室、多目的ホール、研修室）

ふれあい館 400㎡（しつけ指導室、ふれあい室）

小動物舎 30㎡

その他 車庫・倉庫棟、屋外便所、設備棟

2 動物愛護センター支所

広大な県域をカバーするため、地域ごとの拠点として、動物愛護センター支所（以下、「支所」という。）の整備を順次進め、同センターを中心に連携の取れた動物愛護管理行政を進めています。

表5 各支所の概要

| 支 所 | 龍野支所 | 三木支所 | 淡路支所 |
|----------------|--|--|--|
| 開 所 年 月 | 平成17年8月 | 平成19年4月 | 平成19年10月 |
| 敷 地 面 積 | 1,151m ² | 19,899.34m ² | 10,298.47m ² |
| 施 設 面 積 | 310m ² | 906.62m ² | 703m ² |
| 機 能 (施設・設備) | 動物の保管 処置・治療 多目的室 ・ 講習 ・ ふれあい ・ しつけ指導 ・ 県民活動拠点 災害時機能 | 動物の保管 処置・治療 研究 多目的室 ・ 講習 ・ ふれあい ・ しつけ指導 ・ 県民活動拠点 災害時機能 | 動物の保管 処置・治療 研究 多目的室 ・ 講習 ・ ふれあい ・ しつけ指導 ・ 県民活動拠点 災害時機能 |

第4 組織機能の強化

1 担当職員の集約配置

動物愛護管理行政は、動物に関する専門的な知識が必要なことや、複数の担当者による機動力を生かした事務を遂行することが効果的であることなどの理由から、従来保健所に1～2名配置していた動物愛護管理担当者を動物愛護センターや支所に集約配置し、マンパワーの効率化を図っています。

2 動物愛護センター内部組織の整備

動物愛護管理行政を推進するためには、動物愛護センターの全体的事業として取り組むべき事業、同センターと支所で機能的に役割分担して実施する事業、又は地域ニーズに応じて実施する事業などに分類して、効率的に事業展開する必要があります。そのためには、動物愛護センターと支所の間で、緊密な連携をとる必要があります。同センターでは、事業の企画立案、各種情報の収集、動物愛護担当職員の資質向上のための研修を実施しており、今後とも行政として県民に対してどのように役割を果たせるかという視点にたって業務を行っていきます。

第5 協議会の活動推進

県等が進める動物愛護管理施策については、県民の参画と理解が必要なことから、施策の立案から県民の参画を求めていく必要があります。そのため、県民の代表者で構成された協議会で現在抱えている課題を整理、討議していくことにします。

また、協議会で動物愛護推進員の活動内容や活動方法等について議論を重ねていきます。

このように、協議会は、動物愛護管理施策を推進するために重要な役割を果たしていることから、協議会活動を今後とも推進していきます。

一方、動物愛護センター及び支所の整備に伴い、地域別の独自の事業展開が必要な場合もあることから、動物愛護センター及び支所ごとに協議会の下部組織となる「地域別動物愛護管理推進会議（仮称）」を設置し、県民の参画と協働の観点から、地域内の関係市町、動物愛護団体、動物愛護推進員及び地元獣医師会等の参画を得て、各地域での動物愛護管理事業を推進していきます。

動物愛護管理法（抜粋）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 略

（協議会）

第39条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

<基本方針2> 参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進

動物愛護管理行政は、行政だけで推進できるものではなく、県民の参画と協働のもと、県民活動と一体となった推進が求められています。このため、行政と県民等の役割分担を明確にし、さらに具体的な施策の実施に際しては、県等が実施すべきもの、県民活動で推進すべきものの区分を明確にし、それぞれ役割に応じて活動することにより、効果的な動物愛護管理行政を推進します。

第1 県の役割

県は、動物愛護管理行政推進の中心的な役割を果たす必要があり、そのため基本的かつ総合的な施策の策定や次に記載するような役割を果たしていきます。

1 具体的な事業の構築と積極的な実施

第5章に記載する具体的な事業を積極的に実施しますが、法令に基づく行政処分^{*7}などの規制や指導等を中心に実施します。

*7 行政処分

行政機関が国民に対し、法規に基づいて権利を与えたり義務を負わせたりすること。

2 県民活動の推進

県民活動を活発化させるために、それらの活動の中心となる指導者や団体の育成を行い、行政と協働による事業を行っていきます。

3 関係機関との連携

感染症担当部局、野生動物関連部局等の関係機関との連携を深めるために、協議、総合調整を行います。

4 市町との連携

本章第2で市町の役割を記載していますが、動物愛護管理行政にとっても住民生活に密接した行政を進めている市町が果たす役割は重要であります。このため、県は市町に対して技術的な助言や指導を行うとともに、協働して事業を行っていきます。

5 緊急時対策

狂犬病などの共通感染症の発生や災害時の動物救護活動については、関係機関、国、近隣府県市、県内市町、関係団体等との連携を図りながら進めていきますが、県はその中心的な役割と総合調整を行っていきます。

第2 市町の役割

前述のように、本県は、さまざまな地域で構成されており、動物愛護管理に関する課題も地域によっては異なっている場合があります。従って、これら課題を解決するためには、地域の実情に応じた対応が必要となっており、その地域の社会的状況に応じた動物愛護管理に関する施策を策定、実施しなければなりません。市町は、住民生活に密接している自治体として、住民の安全確保や動物の飼い主への指導を自主的に行うとともに、県が実施する施策に協力する必要があります。

特に、ねこ問題のように都市部や郡部によって住民の意識や相談に差異があり、地域によって事情が異なる場合、県下一律の対策を実施することは困難です。住民の安全や公衆衛生、生活環境保全等の観点からの関係法令に基づき、基本的には市町を中心にその地域の社会的状況に応じた対策を講ずる必要があります。

・動物愛護管理法（抜粋）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

第4条 ひろく国民の間にあるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

・動物愛護管理条例（抜粋）

第4条 市町は、その地域の社会的状況に応じた動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、並びに実施するとともに、県の動物の愛護及び管理に関する施策に協力するものとする。

第8条 市町は、その地域の人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、住民の動物愛護思想の高揚並びに動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及に努めるものとする。

2 市町は、その地域の人と動物が調和し、共生する社会づくりを推進するため、住民及び動物の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

第3 一般県民の役割

県民自らが進んで動物愛護思想の高揚と動物の適正飼養に努めるとともに、県が実施する施策に協力する必要があります。また、動物の習性、生理、生態を理解することによって、自然な動物の行動を許容し、社会に受け入れるように努める必要があります。

さらに、野犬、野良ねこ及び野生動物等にみだりに餌を与えるなど、付近住民への被害を拡大するおそれがあるような行動は避けなければなりません。

第4 動物の飼い主等の役割

県等に持ち込まれる相談の多くは、動物の飼い主の不適正な飼養を原因とするものです。平成11年に行われた動物愛護管理法改正においても、飼い主責任を明確にしており、適正な動物愛護管理を進めるうえで重要なポイントとなっています。そのため、動物の飼い主は、動物の習性、生理、生態を理解したうえで、動物の飼い主としての自覚と責任を持って、動物の健康と安全の保持を図るとともに、その動物が人の生命等に侵害や迷惑を掛けないように、また共通感染症に感染しないように適正に飼養しなければなりません。

さらに、動物が「命あるもの」という理解の下、終生飼養に努めるとともに、望まれない子犬や子ねこなどを生ませないようにしなければなりません。

動物取扱業者の役割

施設での動物の飼養については、動物愛護管理法に基づき適正な取扱いを行うことにより、県民に対して自らが動物飼養のモデルとなる必要があります。

また、動物を取り扱う専門家としての自覚をもち、県民に対して動物愛護思想の啓発や適正飼養に関する助言・指導を積極的に行う必要があります。特に、購入者に対して、終生飼養の責務や飼養するための必要経費、飼養するにあたっての問題点等や、野生動物を販売する場合は、遺棄、逸走等により自然環境への悪影響や人への侵害を与えないよう、購入者に対して十分説明を行う責務があります。

特定動物飼養・保管者の役割

飼養・保管者自らが動物の愛護と適正な飼養・保管に心がけることはもちろんのこと、動物による人への侵害対策を講じる必要があります。

また、野生動物を飼養・保管する場合は、逸走等を原因として自然環境への悪影響や人への侵害を与えないよう適正に管理する必要があります。

実験動物飼養・保管者の役割

飼養・保管者自らが動物の愛護と適正な飼養に心がける必要があります。また、

実験の実施にあたっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うという、いわゆる3Rの原則を遵守する必要があります。

3Rの原則

代替法の活用 (Replacement)

使用数の削減 (Reduction)

苦痛の軽減 (Refinement)

第5 獣医師会の役割

(社)兵庫県獣医師会は組織的にも動物の専門家としての存在及び社会的責務は大きく、県民からの厚い信頼を受けて、動物愛護管理行政の一翼を担っていく必要があります。そのため、自らが動物愛護管理に関して実施可能な活動を構築するとともに、積極的に県等と協働しながら実施する必要があります。また、動物に関する専門家としての自己啓発に努め、ボランティア等を指導助言することも望まれます。そのためには、日常的に県等行政と連携を密にし、動物愛護管理の推進について協議を重ねていくことが必要です。

第6 動物関係団体の役割

動物関係の団体は動物の専門家として、県民に対して動物愛護思想の啓発や適正飼養に関する助言・指導を行う必要があります。

また、県等行政が推進する施策に積極的に関与し、協働して事業を行うことにより、動物愛護管理思想の普及に努めていくことが必要です。

第7 動物愛護推進員及び動物愛護管理推進協議会の役割

動物愛護管理条例制定時に、動物に関する知識の普及等を県民運動として盛り上げるために、条例に「動物保護相談員制度」を設け、県民の中から動物に関する高い見識と指導力のある方を動物保護相談員として任命し、動物の正しい飼い方等の地域活動を委嘱しました。この相談員制度は当時、先駆的な取組であり後述する動物愛護推進員への礎となったものです。

動物愛護推進員は、地域における県民活動の指導者として、法に規定された下記

の活動を行います。活動に際しては、住民間のトラブルに巻き込まれたり、動物の飼い主とトラブルを発生しないように注意する必要があります。特に、次の及びの活動については、住民の求めに応じて行うものとなっているため、一方的に指導・助言を行うことは許されていません。また、知事の委嘱を受けていることから、公務員に準じた立場で活動するものであるため、県が行う動物愛護管理の基本方針に沿って活動を行う必要があります。

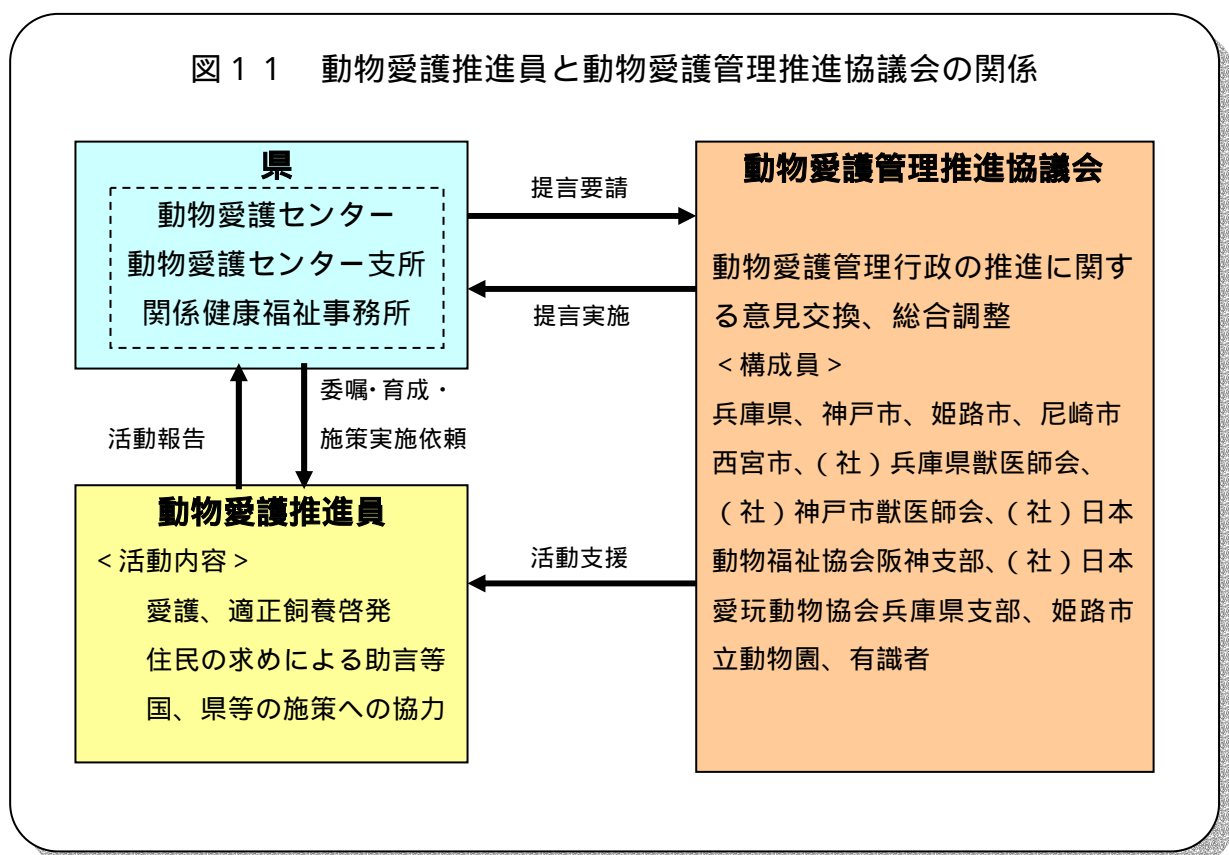
また、協議会は、県が進める動物愛護管理施策について協議、提言を行うとともに、動物愛護推進員の活動の基盤整備及び支援等を行うものであります。

なお、動物愛護推進員と協議会との関係は、図11に示すようになっています。

< 動物愛護推進員の活動 >

- 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性についての住民啓発
- 住民の求めに応じて、犬、ねこ等の動物の繁殖制限の措置に関する助言
- 住民の求めに応じて、譲渡のあっせん、その他の支援
- 国、県等が行う施策への協力

図11 動物愛護推進員と動物愛護管理推進協議会の関係



< 基本方針 3 > 関係行政機関との連携による推進

第 1 国、近隣府県市との連携

平成 17 年の動物愛護管理法改正により、動物取扱業や特定動物の飼養・保管施設の指導が全国一律の基準で行われることとなりました。このため、指導等に当たっては、行政の公平性を考慮しなければならないことから、国や近隣府県市との連絡調整を図っていきます。

また、狂犬病を始めとした共通感染症については、近隣府県市に影響する場合もあるため、発生時の連携体制のあり方についても協議していきます。

第 2 感染症担当部局との連携

共通感染症については、「兵庫県感染症予防計画」中に位置付け、健康危機管理対策の一環として、総合的に対応します。対策にあたっては、単に感染源となる動物対策だけではなく、人に対する感染症対策も重要となるため、これらの対策は保健所等の感染症担当部局との連携により実施します。

また、感染動物に対する指導については、動物愛護センター及び支所が動物飼養施設等に必要な立入りを行い、保健所等の感染症担当部局と連携のうえ、感染拡大防止を適切に実施します。

第 3 野生動物関連部局との連携

「命の大切さ」は、ペット動物だけではなく、野生動物を含めた全ての動物に共通することであり、野生動物関連部局との連携の基に、啓発活動を行います。

また、最近では野生動物をペットとして飼養することが多くなってきましたが、これらの野生動物が遺棄等により本来の生息地以外で生息するようになり、野生化する例が見られます。このような動物による、生態系や人などへの影響が大きな社会問題となっており、野生動物の飼養を規制することや遺棄を防止することが重要となっています。このため、野生動物関連部局との連携を図り、効果的な対策を構築していきます。

さらに、有害鳥獣対策として、捕獲等が行われた動物の保管に関しては、動物愛護管理法の飼養・保管基準が適用されることになるため、有害鳥獣担当部局に対して適正飼養・保管を働きかけていきます。

第4 警察署との連携

動物による人への侵害が発生した場合は、動物愛護管理条例による罰則のほか、軽犯罪法や刑法が適用される場合があります。このため、所管の警察署との連携を密にし、事故の再発を防止する対策を講じます。特に悪質な動物の飼い主に対しては、警察官との連携により対応を行います。

また、逸走の家畜については、遺失物法による「準遺失物」とされており、その動物を拾得した人は、警察署に届け出るようになっております。一方で逸走の家畜のうち、犬とねこについては、動物愛護管理法に基づき飼い主不明の犬及びねことして動物愛護センター等で引き取りを行っています。飼い主不明の犬及びねこの拾得者が警察署に届けるか動物愛護センターに届けるかは、拾得者の判断によりますが、いずれの場合でも引き取りを拒否しないようにし、受付を行った機関がそれぞれの所管する法令で処理を行い、県民サービスの向上に努めます。

なお、遺失物法に基づき警察署が引取った動物に関して、公示及び保管期間中の適正な保管ができるよう警察署に働きかけていきます。

第5 教育機関との連携

生命尊重教育は、学校等においても行われるべきものであり、授業の一環として取り組む必要があります。そのためには、動物愛護センター等と教育機関が連携し、学年、年齢に応じた教育プログラムを作成し、実際に動物にふれることなどを取り入れた教育が必要となっているため、このような制度の構築に向けて、教育機関との調整を図ります。

また、本県は環境教育を積極的に推進していることから、これらの環境教育の一環として、動物愛護思想の啓発や動物の適正な取り扱いについて指導を行います。

第6 報道機関との連携

動物愛護に関する考え方は、人それぞれ異なっております。そのため、行政や団体の活動に対して賛否両論の意見が出されることがあります。行政としては、報道関係者と連携し、適切且つ丁寧に必要な情報を提供することで、県民に正確な情報を伝えていきます。

< 基本方針 4 > 具体的な事業の構築と積極的な実施

長期的な展望のもと、次の4項目を柱として具体的な事業を構築し、積極的に推進します。なお、具体的な事業内容については、第5章で記載します。

項目1 動物管理対策の強化

動物の適正飼養の推進
動物取扱業者・実験動物飼養施設対策
特定動物からの侵害防止
共通感染症対策

項目2 動物愛護対策の推進

動物愛護思想の啓発
小動物とのふれあい
犬、ねこの譲渡
繁殖制限対策
負傷動物の収容と収容後の措置
学校飼養動物に対する指導
処分動物数の削減

項目3 動物を伴う県民の自主活動への支援

動物の役割についての啓発等
民間団体の実施する各活動への支援

- ・動物介在活動と動物介在療法
- ・動物介在教育
- ・身体障害者等の補助
- ・使役

項目4 危機管理対策

国内で未発生共通感染症対策
狂犬病予防対策
災害時対策の実施

第5章 具体的な事業

次に記載する事業について、参画と協働のもと、県民の役割分担を明確にしたうえで県民活動と一体となって積極的に実施していきます。

なお、役割については、第3章基本方針2に記載したとおりです。

第1 動物管理対策の強化

1 動物の適正飼養の推進

動物飼養に関連した問題発生は、動物の飼い主の不適正飼養が最大の原因となっており、これらの対策を講じていく必要がありますが、それ以前の問題として、飼い主の責任を明確にし、その責務を果たさせることが重要となっています。そのため、動物愛護思想の啓発に併せて、飼い主への飼い主責任を自覚した適正飼養に関する指導を行います。

なお、飼養困難や所有者不明により、引取った犬、ねこ及び狂犬病予防法・動物愛護条例に基づき捕獲・収容した犬については、公示等により、できる限り飼い主を探すことや飼養希望者への譲渡を行うことによって生きる機会を与えるようにしますが、飼い主が判明しなかった場合や譲渡ができなかった場合は、長期間にわたって保管し続けることが動物にとっても好ましくないことや行政での経済的な負担が膨大になることから、処分を行います。

(1) 犬の飼い主に対する指導

飼い主責任の明確化

飼い主責任を明確にし、飼い主自らによる解決を推進します。そのために、所有者明示措置の必要性を啓発します。

けい留指導の強化

動物愛護管理条例に基づく飼い犬のけい留指導を強化するとともに、指導に従わず放し飼いにしている犬の収容を行います。

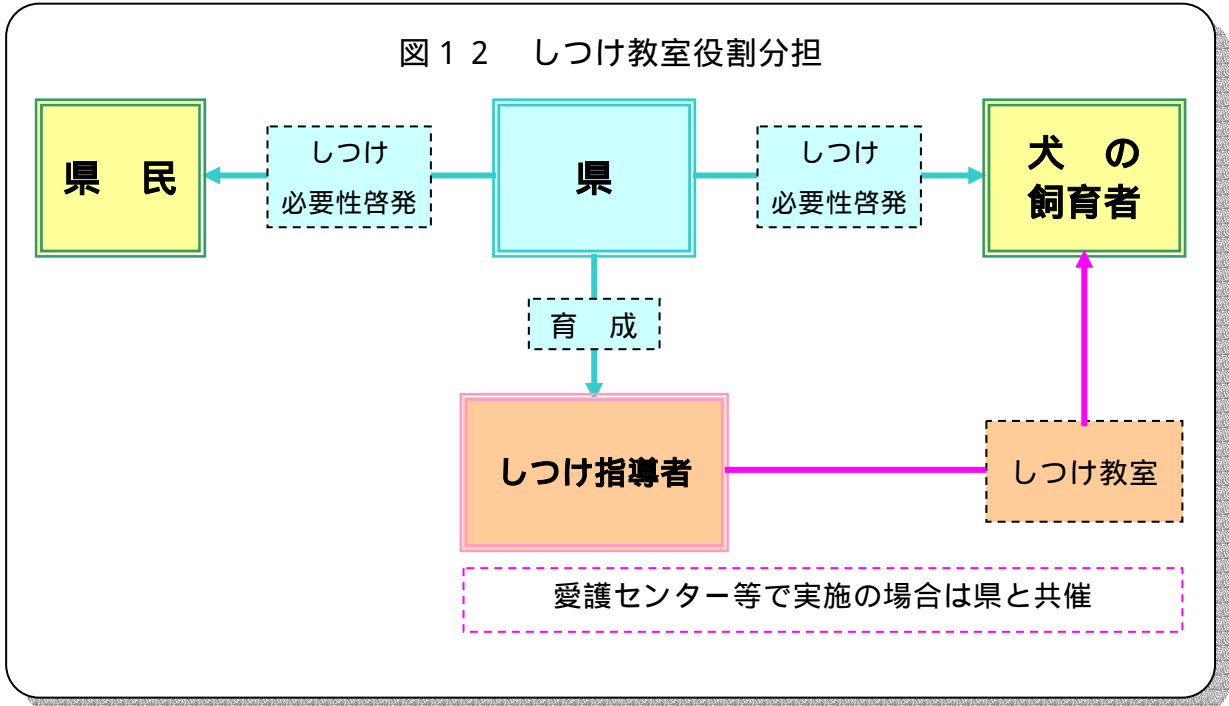
相談対象となっている犬が明らかに野犬であることが判明し、通常の捕獲方法では捕獲が困難であり、人の生命を脅かす恐れがある場合は、動物愛護管理条例に基づく「野犬掃とう」を実施し、県民の安全確保を行います。

しつけの普及

飼い犬は、しつけを行うことにより飼い主が飼い犬をコントロールすることが可能となり、人や環境への侵害や迷惑を回避することができることから、しつけの必要性について積極的に啓発を行います。

なお、しつけ教室の実施については、民間団体による実施がより効率的であることから、次のような行政と民間の役割分担を行い進めていくとともに、しつけ指導者が不足している地域での指導者の育成を行います。

図 1 2 しつけ教室役割分担



推進指標 (H18 H24)

しつけ方教室の実施 341 ⇨ 700

鳴き声・糞尿の悪臭等への対応

住民間のトラブルを起因とする場合もあることから、付近住民への調査を踏まえて適切に処理します。特に、飼い犬の無駄吠え等に対しては、動物行動治療学等に基づき、原因を究明し、対処法等について指導を行います。

また、被害が深刻な場合や多頭飼養を原因とする事案については、環境問題（公害調停）等も視野に入れ、関係市町、県関係機関とも連携をとりながら対応するとともに、動物愛護管理法第25条「周辺の生活環境の保全に係る措置」を視野に入れた対応を行います。

(2) ねこの飼い主に対する指導

飼い主責任の明確化

飼い主責任を明確にし、飼いねこによる侵害等については、飼い主自らによる解決を推進します。そのために、所有者明示措置の必要性を啓発します。

室内飼養指導

ねこ自身の健康と安全の確保や近隣住民への迷惑防止、望まれない繁殖防止の観点から、積極的に室内飼養啓発を行います。

* ねこを自由に屋外に行き来させている場合、交通事故に遭遇したり、他のねこからの疾病感染の危険が付きまといまいます。また、マーキングや糞尿、鳴き声等による近隣への迷惑も起こりえます。こういった問題も室内飼養により予防できます。

(3) その他の動物の飼い主に対する指導

人への侵害や迷惑が発生しないように、動物種に応じた適正飼養について啓発を行います。

(4) 野生動物飼養規制

野生動物や外来生物については、基本的には飼養しないよう強力的に指導を行います。

既に飼養している場合にあっては、関係法令に従うとともに遺棄、逸走等により自然環境への悪影響や人への侵害を与えないよう適正飼養するよう強力的に指導します。

推進指標 (H18 H24)

上記(1)～(4)については、様々な機会をとらえて積極的に啓発していきます。具体的には、38ページの1の に示す取組みの中で実施します。

センター等での講習会 128 ⇨ 200

(5) 飼い主不明ねこへの対応

飼い主不明のねこに対して、適正な管理を行わず不適切な給餌を行っている住民に対しては、状況等を確認して指導を行います。

しかし、地域住民の総意によって飼い主不明ねこに対して給餌を行い、適正な管理がなされている場合は、県は、自治会主催の講習会に出向くなどにより、住民に対して、ねこの習性、生理及び生態等についての理解が得られるよう助言を行います。地域住民から苦情が発生している場合は適正な管理ができていないものと判断し、状況等を確認して指導を行います。

また、飼い主不明ねこの問題については、地域ごとに社会的状況が異なり、県下一律の対策を実施することは困難であるため、基本的には市町を中心にその地域ごとに対策を講じる必要があります。実施にあっては、地域別動物愛護管理推進会議を活用し、解決策の検討を行います。

飼い主不明ねこの共生の前提

飼い主不明のねこに対して給餌を行うなどして共生を図る場合は、その者が責任を持って地域住民と話し合い、全員のコンセンサスを得たうえで行うことが前提となります。

推進指標 (H18 H24)

地域別動物愛護管理推進会議の設置及び活用

地域別動物愛護管理推進会議については、24ページの第5に記述しています。

(6) 犬及びねこの引取り

動物を遺棄することによって野犬等が増加し、人への侵害も増加することになるため、やむを得ず飼養を途中放棄する者から犬、ねこを引き取ります。

しかし、引取りに際しては、できる限り終生飼養するよう説得を繰り返すとともに、新たな飼い主探しを行ったかどうか等の質問を行ったうえで、やむを得ないと判断した場合にのみ引取りを行うことにします。

飼い主不明の犬、ねこに関しては、引取りを行った後一定期間保管し、飼い主探しを行います。

2 動物取扱業者・実験動物飼養施設対策

動物愛護管理法や動物愛護管理条例に規定した基準の遵守、飼養・保管中の動物の健康と安全の保持等適正飼養がなされるよう指導します。具体的には、次のような取り組みを行います。

動物取扱業者及び実験動物飼養施設に対する監視指導と不適正業者に対する厳正な対応

立入調査による未登録動物取扱業者及び無届実験動物飼養施設の指導

動物取扱責任者を中心とした事業者による自主管理体制の構築指導

動物取扱責任者に対する講習会の実施

購入者に対する購入動物の適正な飼養・保管に関する説明・指導の確実な実施

推進指標 (H18 H24)

施設監視率

60% → 100%

3 特定動物からの侵害防止

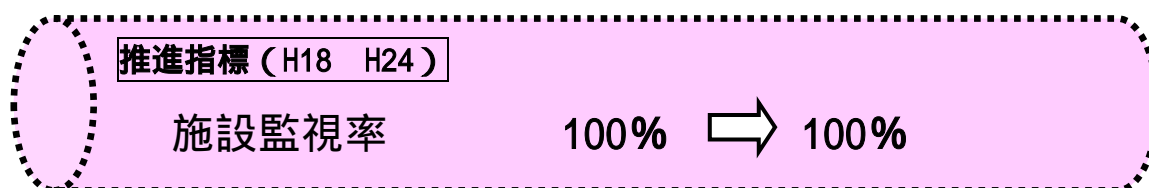
特定動物の飼養・保管者に対して、動物愛護管理法や動物愛護管理条例に規定した基準や遵守事項を守るよう指導を行います。また、飼養・保管中の動物の健康と安全の保持が図られているか、適正な飼養・保管がなされているかについて指導を行います。具体的には、次のような取り組みを行います。

特定動物の飼養・保管施設に対する監視指導と不適正業者に対する厳正な対応

立入調査による無許可飼養・保管施設の指導

動物取扱責任者を中心とした事業者による自主管理体制の構築指導

動物取扱責任者に対する講習会の実施



4 共通感染症対策

共通感染症対策は、感染源となる動物対策と人に対する感染症対策とに分類できます。動物愛護管理行政で対応するのは、前者の動物対策であり、これらの動物から人への感染を防止するための施策を実施します。

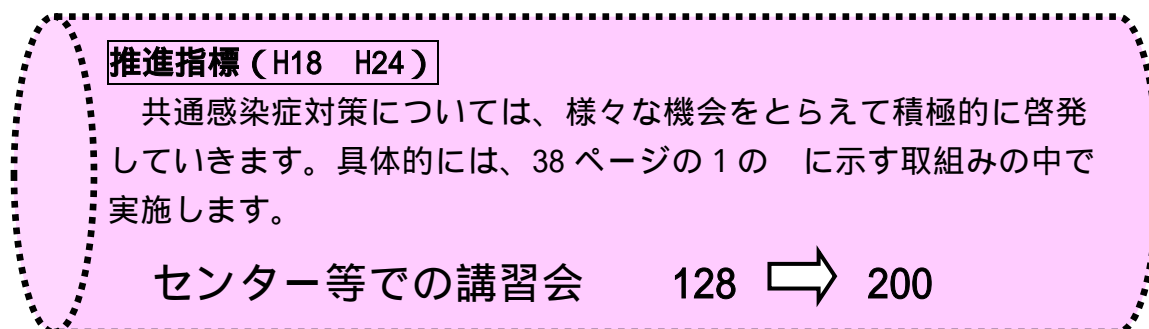
通常時は、次のような対策を行いますが、国内で未発生 of 共通感染症については、緊急時の対策として位置付けを行います。

(1) 調査研究と情報提供

必要に応じて共通感染症に関する調査研究を行うとともに、一般県民や動物の飼い主に対して適切な情報を提供します。

(2) 予防対策等

感染症担当及び野生動物関連部局等の関係機関との連携を図り、適切に対応できる体制を整備します。



第2 動物愛護対策の推進

1 動物愛護思想の啓発

適正飼養者育成のための譲渡事業の実施などを通じ動物愛護思想の高揚が図られることで処分動物数は減少するものと考えられることから、処分動物数の削減に結びつく各種愛護事業の実施を推進指標として推進します。

啓発講習会等

生命の大切さについて、講習会の開催や、学校教育や県が進める環境学習の一環として実施していきます。また、動物関係の団体等が自主的に企画・実施する講習会等に県等が共催することにより、県民活動による事業を推進します。

<具体的な取組み例>

動物愛護センター、各支所及び健康福祉事務所での講習会

学校、幼稚園、保育園及び自治会での講習会（出張講習会）

動物愛護フェアや市町実施の各種フェアを活用しての講習会

飼い主に対する講習会

特定動物の飼い主、動物取扱業者、実験動物飼養者に対する啓発

推進指標（H18 H24）

センター等での講習会 128 ⇨ 200

小動物とのふれあい

小動物等とふれあうことにより、体温、呼吸、心臓の鼓動を感じ、動物が「命あるもの」であり、命の大切さを子供たち自らの身体で習得することを目的として実施します。また、小動物等とのふれあいを通じての命の大切さへの理解が十分に反映されているかを検証します。

なお、実施に当たっては次の点に留意します。

ふれあい動物に対するアレルギーや共通感染症の感染防止対策

ふれあいを動物愛護センター等の県施設以外の施設で実施する場合、動物の持込が拒否されることがあるため、これらの施設に対して施策の趣旨を十分に説明し、理解を得る。

ふれあいを行うことによって、動物にストレスを生じさせる場合があるため、動物の健康管理等を十分行う。

<具体的な取組み例>

動物愛護センター、各支所及び健康福祉事務所でのふれあい
学校、幼稚園及び保育園でのふれあい（出張ふれあい）
動物愛護フェアや市町実施の各種フェアを活用してのふれあい

推進指標（H18 H24）

小動物とのふれあいの実施 763 ⇨ 900

2 犬、ねこの譲渡（適正飼養者の育成）

平成5年の動物愛護管理条例には、行政が引き取った動物に生きる機会を与えるため県民へ譲渡することを新たに追加しました。優良な飼い主に譲渡することで、そこから適正な動物飼養管理の考え方を拡大して不幸な動物を減少させるという理念のもとに、慎重な飼い主選定、問題行動解決等のフォローアップを主眼においた指導等を進めています。こうした県独自の「家庭での適正飼養モデル」とすることを目的として実施します。

譲渡に際しては、譲渡動物の気質判定、飼養希望者の適正診断、マッチングなどについて十分審査を行います。

また、譲渡後、適正飼養がなされているかの確認のための譲渡後調査を行うとともに、適正飼養指導や譲渡者同士の交流を図ります。

推進指標（H18 H24）

犬・ねこの譲渡数（累計） 494 ⇨ 1,244
（適正飼養者数）

3 繁殖制限対策

県が処分している動物の58%が子犬、子ねこであり、これらの不幸な動物を繁殖させないようにすることが処分数を減少させる重要なポイントとなっています。犬に関しては動物愛護管理条例に基づくけい留指導や発情期の適正管理により子犬の処分数は減少しましたが、ねこの処分数に関しては繁殖制限対策の困難さから高いレベルを維持していることから、ねこの適正飼養対策を強化します。

(1) 啓発

動物愛護センターのホームページ、広報誌、市町広報誌、パンフレット配布により、引き続き繁殖制限対策（避妊・去勢）の必要性に関する啓発を進めます。併せて、生まれた子犬、子ねこの遺棄防止についても啓発を行います。

小学校等に対しては、飼養動物がみだりに繁殖しないような措置を講ずるよう強力に指導します。

(参考) 不妊手術のメリット

繁殖制限だけの目的で実施するのではなく、実施することによりホルモン等に関連した病気の発症予防となり、不妊手術をしない動物より不妊手術した動物の方が長生きすることが、データ上証明されている。

(2) 犬のけい留指導の強化

けい留指導を強化することにより、不本意な繁殖を防止します。

(3) ねこの室内飼養指導

適正飼養指導を実施するとともに、繁殖制限措置（避妊、去勢手術）を講ずるよう積極的に指導します。

また、所有者不明ねこによる繁殖についても、ねこに関する相談事案発生の大きな要因となっているため、効果的な対策について、協議会等で協議を行います。

推進指標 (H18 H24)

繁殖制限対策については、様々な機会をとらえて積極的に啓発していきます。具体的には、38 ページの 1 の 示す取組みの中で実施します。

センター等での講習会 128 ⇨ 200

4 負傷動物の収容と収容後の措置

公共の場所で発見された負傷動物については収容を行い、飼い主を発見するため一定期間保管するとともに、保管中は、負傷動物に対して応急措置を行い、苦痛の軽減等を図ります。

なお、これらの収容及び収容後の措置については、動物愛護センターや支所で行いますが、より効果的な実施を図るため、(社)兵庫県獣医師会の協力を得て、同会が指定する動物病院においても保管期間中の応急処置を実施しています。

5 学校飼養動物に対する指導

(社)兵庫県獣医師会との連携により、小学校等に対して、飼養されている動物の適正飼養指導を実施します。

また、教育委員会や学校に対しても、適正飼養に必要な予算措置の確保についても働きかけます。

6 処分動物数の削減

1 から 5 までの施策のほか、処分動物数を削減するため次のような事業を実施します。

(1) 返還率の向上

収容した動物については、狂犬病予防法、動物愛護管理法、動物愛護管理条例により公示等の対応を実施していますが、警察署等の関係機関との連携をより一層強化し、返還率の向上に取り組みます。

なお、飼養している犬やねこが行方不明になった場合、連絡先が分からない県民のために、動物愛護センターや支所、警察署等へ連絡するよう周知を図ります。

(2) 所有者明示措置の推進

前述のように、飼い主責任の明確化、逸走時の飼い主発見手段として、飼養動物への所有者明示措置の推進を図ります。具体的には、次のような対応を行います。

犬に関しては、狂犬病予防法に基づく鑑札の装着義務があるため、市町に対して飼い主への鑑札等の装着指導について協力を求めます。

ねこに関しては、名札、マイクロチップ等の装着について指導します。

第3 動物を伴う県民の自主活動への支援

この活動は、県自らが実施主体となるのではなく、県民の自主活動を中心に広げていく必要があります。そのために、県は、啓発活動、共通感染症に対する不安感の排除、実施団体の育成、調整を行います。

1 動物の役割についての啓発等

具体的には、ペット動物として、また使役動物としての役割の啓発や各活動における動物への正しい理解(例えば、盲導犬の同伴に関して、受入れ施設や県民への周知)を県民に周知するとともに、民間団体が実施する各活動への支援を実施します。

2 民間団体の実施する各活動への支援

(1) 動物介在活動と動物介在療法

基本的には、県民の自主活動として推進します。しかし、使用する動物による事故が発生しないよう、実施者に対しては、事故防止対策についての指導を行います。

また、動物介在療法は、医療行為の一環として実施することから、医師等の参加のもとで実施するよう指導します。

(2) 動物介在教育

学校の教育現場等における活動に対して、動物愛護や動物の適正飼養に係る助言や技術的援助を行います。

(3) 身体障害者等の補助

公共施設等に対して、同伴入場等について理解を深めるための啓発を行います。

また、障害者が使用する動物の適正飼養管理については、福祉関係部局と連携を図ります。

(4) 使役

動物愛護フェア等で、活動のデモンストレーション等を行うことにより、これらの犬の活動が人間社会に貢献していることを広め、動物の社会参加を推進します。

第4 危機管理対策

1 国内で未発生の共通感染症対策

国内で未発生の共通感染症の侵入予防と侵入した場合の対策を行います。

(1) 調査研究と情報提供

最近は、これまで発生の見られなかった新興感染症や近年再発生の確認された再興感染症が数多く発生しているため、当該共通感染症に関する知見を高め、適格な対策を講ずることができるよう、調査・研究、情報収集に努めます。収集した情報については、県民の不安を招かないよう適切な情報を提供します。

特に、動物取扱業や特定動物飼養・保管施設に対しては、従事者や県民への感染を防止するために、定期的に情報提供と対策についての指導を行います。

また、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱などについては、海外で感染し、帰国後発症する例も見られることから、海外旅行者に対する情報提供を行います。

(2) 関係機関等との連携

兵庫県感染症予防計画に基づき感染症対策として総括的に実施できる体制づくりを行います。そのため、人の感染症対策を所管している疾病対策課とも協議を行い、共通感染症の感染源となる動物対策を動物愛護センターを中核とした動物愛護管理行政実施体制の中で行えるよう検討します。

また、最近、新興感染症など多くの感染症が発生する可能性があり、1府県市のみでこれら全ての感染症の対策や検査を行うことが困難な状況となっています。このため、近隣府県市と連絡会等の情報交換できるネットワークを構築し、検査、対策の相互協力ができるような体制づくりの検討を行います。

(3) マニュアル作成とシミュレーション

狂犬病をはじめとする共通感染症対策の規範となるマニュアルを作成し、そのマニュアルに従って発生時に備えたシミュレーションを行います。シミュレーションにより判明した問題点等に基づき、マニュアルの見直しを行い、より実効性のあるマニュアルづくりを行います。

マニュアルは、県の「災害対策」、「健康危機管理」、「感染症対策」といった体系的なものとし、いかなる共通感染症が発生した場合でも、迅速・的確に対応できるようにします。

2 狂犬病予防対策

特に狂犬病については、次のような対策を実施します。

(1) 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

国内の犬に対する狂犬病予防注射実施率の向上を図るため、犬の登録や年1回の狂犬病予防注射の推進を行います。

なお、犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付事務は市町が行っているため、市町に対して、登録、狂犬病予防注射の必要性についての広報を積極的に実施するよう強力に働きかけていきます。

また、(社)兵庫県獣医師会では次のような計画に基づき狂犬病予防注射実施率の向上を図ることとしているため、県はこれらの事業に積極的に協力を行います。

(2) 未登録、未注射犬の一掃

犬の登録と狂犬病予防注射の推進を図るため、狂犬病予防法第6条に基づき未登録、未注射犬の捕獲・抑留を積極的に進めます。

なお、この捕獲・抑留は、飼い犬による人への侵害防止対策として実施する「放し飼い犬への対応」と併せて実施します。

(社)兵庫県獣医師会による狂犬病予防注射実施率向上計画概要

1 計画期間と目標値

平成20年度から平成29年度の10年間

| 年 度 | | H18年度実績 | H24年度目標 | H29年度目標 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 飼育 頭数 | 登録数 | 231,224 | - | - |
| | 推定数 | 400,000 | 400,000 | 400,000 |
| 注射頭数(A) | | 166,192 | 224,000 | 280,000 |
| 実施率 (%) | A / 登録数 | 71.9 | - | - |
| | A / 推定数 | 41.5 | 56.0 | 70.0 |

2 具体的な事業

- (1) 会員の狂犬病に対する意識向上
- (2) 会員に対する狂犬病に関する研修、情報提供
- (3) 開業獣医師による患畜飼育者への狂犬病ワクチン接種指導
 - * 他のワクチン接種プログラムへの組み込み

(3) 研修・情報提供

狂犬病の発見には、相当の知識と経験が必要なため、職員や開業獣医師、市町職員を対象とした研修、情報提供を行います。

犬の飼い主や一般県民に対しては、狂犬病に関する正しい知識の普及を行い、発生時にパニックや風評被害が発生しないような素地作りを行います。

医療関係者に対して狂犬病に関する適切な情報を提供し、人の感染者の早期発見に努めます。

県民に対してワクチン接種が可能な医療機関についての情報提供を行います。

(4) 関係機関との連携

狂犬病が県域を越えて発生した場合などに備えて、近隣府県等との連絡、協力体制の構築を図ります。

(5) 不法上陸犬の監視

港湾、空港、海岸線において、国外から不法上陸する犬などの動物を監視することにより、県内への狂犬病の侵入防止を行う必要があります。このため、港湾管理者や関係機関等と連携を図り、不法上陸動物の発見と発見後の措置について記載したマニュアルの検討を行います。

(6) 輸入感染症の防止

海外で狂犬病に感染し、県内で発症する事例（輸入感染症例）については、次の点を中心に海外旅行者に対する啓発を行います。

海外において犬等のは乳動物から咬傷を受けた場合はすぐにワクチン接種を受けること

狂犬病発生地では、むやみに犬などの動物に触れないこと

狂犬病発生地に旅行する場合で、犬などの動物に触れる可能性がある場合は、事前に狂犬病予防ワクチン接種を受けること

(7) マニュアル作成とシミュレーション

(1) から (6) までの対策を盛り込んだマニュアルを作成し、本マニュアルに基づきシミュレーションを行います。

なお、このマニュアルは、共通感染症対策マニュアルの一環として作成します。

3 災害時対策の実施

地震等の災害時には、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の際に行われた被災動物救援活動を参考にしながら、被災放置されたペット動物の保護・収容対策を実施します。

なお、本対策は県が策定している「防災計画」にも組み入れられており、災害が発生した場合は下記の対策を行うこととなりますが、円滑な対策が講じられるように、対策本部を構成する団体との事前調整、覚書等の締結、行動マニュアルの作成等について検討を進めていきます。

(1) 動物救援本部の設置

(社)兵庫県獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもとペット動物の収容対策を実施します。

* 平成 7 年の阪神・淡路大震災の際に設置された「兵庫県南部地震動物救援本部」は、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(社)日本動物福祉協会阪神支部で構成されました。

(2) 動物救援本部の活動内容

動物救援本部は、次の事項を実施します。

飼養されている動物に対する餌の配布

負傷した動物の収容・治療・保管

放浪動物の収容・保管

飼養困難な動物の一時保管

動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

動物に関する相談の実施 等

(3) 県の支援内容

被災動物救護体制の整備、救援本部への支援

犬の登録頭数やねこの飼養匹数統計についての情報提供

動物の応急保護収容施設設置のための調整等

放浪動物等の円滑な保護・収容実施のため、動物救護施設設置場所に係る

警察との情報共有等

— 動物の飼養及び管理者に対して、防災への意識啓発と減災対策の必要性についての啓発

(4) 市町の役割

市町は、動物救援本部に対し、避難所におけるペット動物の状況等、必要に応じ、情報を提供することとします。

(5) ペット動物の飼養者の役割

ペット動物の飼い主は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合でも、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとします。また、平常時から動物に最小限のしつけと社会性を学習させ、合わせて共通感染症の予防措置や繁殖制限対策及び鑑札や迷子札、マイクロチップの装着等による個体識別ができる等、最低限の準備をする必要があります。

(6) 動物取扱業者及び特定動物飼養・保管者の役割

災害発生時において、特定動物等の逸走防止を図り、人や財産物への侵害防止対策を行う必要があります。そのため、平常時から危機管理意識を高め、自主管理体制の整備の徹底と減災対策を行う必要があります。

(7) 動物愛護センター等の活用

被災動物の救護施設として、またボランティア活動の拠点として、動物愛護センター及び支所を活用します。

(8) 緊急災害時動物救援本部との連携

阪神・淡路大震災では、初期救援活動の資金不足が大きな課題となったことから、災害発生時には、緊急災害時動物救援本部と連携を図り、迅速な動物救援活動が図れるようにします。

参 考 資 料

- 1 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
(平成18年10月31日 環境省告示第140号)
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日 法律第105号)
- 3 動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年3月29日 兵庫県条例第8号)
- 4 「兵庫県動物愛護管理推進協議会」委員名簿
- 5 「兵庫県動物愛護管理推進協議会」審議経過
- 6 緊急災害時動物救援本部の概要